

諮問日：平成27年9月28日（平成27年度（情）諮問第3号）

答申日：平成28年3月8日（平成27年度（情）答申第4号）

件名：神戸地方裁判所における破産管財人の報酬を決定する基準が書いてある文書等の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「破産管財人の報酬を決定する基準が書いてある文書（最新版）」及び「破産管財人の報酬の目安が分かる文書（最新版）」（以下「本件各開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、神戸地方裁判所長（以下「原判断庁」という。）が、本件各開示申出文書について、作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、結論において妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件各開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、原判断庁が平成27年8月5日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件各開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

広島地方裁判所が「平成27年度裁判事務の分配等に関する申合せ集」を開示したことや、大阪家庭裁判所が「成年後見人等の報酬額のめやす」を開示したことがあることからすると、裁判事項等について複数の裁判官等が申合せを行った結果などを記載した文書であっても、司法行政文書に該当する。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

本件開示申出に対し、本件各開示申出文書を不開示とした原判断は、妥当である。

2 理由

本件各開示申出文書が存在するとしても、それは、破産事件における破産管財人の報酬決定を行う際の基準又は目安について記載された文書であるから、個々の破産事件の処理の参考とするために、裁判事項ないし裁判に密接に関連する事項について複数の裁判官等が申合せを行った結果などを記載したものであると考えられる。このような文書は専ら裁判事務に関して作成された文書であって、司法行政事務に関して作成された司法行政文書ではない。

また、神戸地方裁判所においては、司法行政事務を処理する目的で事務局所属の職員が本件各開示申出文書を取得したことはない。

したがって、本件各開示申出文書が存在するか否かにかかわらず、神戸地方裁判所はこれらを司法行政文書として保有していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成27年9月28日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月5日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同月19日 審議
- ⑤ 同年12月25日 審議
- ⑥ 平成28年2月5日 審議
- ⑦ 同月22日 審議
- ⑧ 同年3月7日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出について

本件開示申出は、苦情申出人が、神戸地方裁判所に対し、「破産管財人の報

酬を決定する基準が書いてある文書（最新版）」及び「破産管財人の報酬の目安が分かる文書（最新版）」（本件各開示申出文書）の開示を申し出たものである。

これに対し、原判断庁は、そのような司法行政文書は作成又は取得していないとして不開示としたところ、苦情申出人は、本件各開示申出文書がいずれも司法行政文書であり、本当に存在しないか不明であると主張して苦情申出をしたが、最高裁判所事務総長は、原判断を妥当としている。

そこで、原判断の当否について検討する。

2 本件各開示申出文書の司法行政文書該当性について

(1) 取扱要綱記第2本文は、「裁判所は、その保有する司法行政文書の開示の申出があった場合は、何人に対しても、当該司法行政文書を開示するものとする。」と定め、取扱要綱記第1は、「この取扱要綱において「司法行政文書」とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録（略）であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいう。」と定めている。そして、司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれず、裁判事務に関する文書には、裁判に密接に関連する事項について、裁判官等が申合せを行った結果を記載し、裁判所の裁判部において保管している文書が含まれると解される。

(2) そこで、本件各開示申出文書について検討すると、最高裁判所事務総長は、本件各開示申出文書が存在するとすれば、それらは、破産事件における破産管財人の報酬決定を行う際の基準又は目安について記載された文書であるから、個々の破産事件の処理の参考とするために、裁判事項ないし裁判に密接に関連する事項について複数の裁判官等が申合せを行った結果などを記載したものであるから、専ら裁判事務に関して作成された文書であって、司法行政事務に関して作成された司法行政文書ではないと説明する。破産管財人の

報酬の額は、個別の事件ごとに、当該事件の破産管財人につき、その都度裁判所が定めるものであるから（破産法87条1項参照）、破産管財人の報酬決定の基準やその目安は、破産管財人の報酬決定という裁判に密接に関連する事項に係るものといえ、この点に関する上記説明は合理的である。

また、最高裁判所事務総長は、神戸地方裁判所において司法行政事務を所掌する事務局に所属する職員がこれらの文書を取得したこともないと説明するところ、上記のような本件各開示申出文書の性質に照らすと、この点に関する説明も合理的である。

そうすると、本件各開示申出文書は、裁判所の職員が作成したものではあるが、裁判事務に関する文書であるということが出来るから、取扱要綱記第1にいう「司法行政事務に関する文書」には当たらないというべきであり、その結果、本件各開示申出文書は、取扱要綱記第2本文に定める司法行政文書の開示の手続となる司法行政文書には該当しないのであって、同手続の対象とはならない文書であると認められる。

(3) これに対し、苦情申出人は、裁判事項等について複数の裁判官等が申合せを行った結果などを記載した文書であっても、開示された例があると主張する。しかしながら、広島地方裁判所から開示されたという裁判事務の分配等に関する申合せに係る文書は、裁判事務の分配という司法行政事務について裁判官等が申し合わせた内容に係る文書であり、通常は地方裁判所における司法行政事務を行う裁判官会議の議により作成されるものと考えられるから、本件各開示申出文書と性質を異にするものというべきであるし、大阪家庭裁判所から開示されたという成年後見人等の報酬額のめやすに係る文書は、大阪家庭裁判所においてホームページで公開していることから開示されたものと考えられ、公開されている事実のない本件各開示申出文書の場合とは場面を異にするのであって、これらの例をもって本件各開示申出文書が開示対象になるということとはできない。

3 原判断の妥当性について

以上のおりであるから、本件開示申出につき、本件各開示申出文書を不開示とした原判断については、本件各開示申出文書が取扱要綱による司法行政文書の開示の手続の対象となる司法行政文書に該当するとは認められないので、結論において妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人